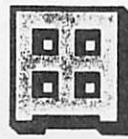


CHIYODA
Yes,
We love.

教育と文化のまち千代田区



千代田



12/21 臨時号

平成3年(1991年)

発行：東京都千代田区

〒102 千代田区九段南1-6-11

編集：千代田区企画部広報課

この構想の詳細は

企画部企画課へ

☎3264-0151

公共施設の適正配置は…

- ▽定住人口を回復し、コミュニティを維持し、自治体を発展させるための有力な手段の一つです。
- ▽住民・企業・行政の三位一体による街づくりを進めるうえで、千代田区が主体的に取り組む大きな事業です。
- ▽社会経済情勢の変化に伴う、区民の皆さんの新しい要望に応え、サービスを向上させるために必要な施策です。
- ▽子どもたちには良い教育環境を、区民の皆さんには住み良い居住環境を、そして千代田区に働き・集う皆さんにも、ゆとり、やすらぎ、うるおいが感じられる街づくりを進めます。後世代の人々に良い財産を残すことは、私たちに課せられた責務です。
- ▽限られた区有地の活用と、人員・財源を効率良く配分し、区民生活の向上をめざし、魅力的な街づくりを進める柱です。
- ▽都心区の実情を訴え、国・都をはじめ他の自治体等の理解と協力を得るための、区民の皆さんと連携して進める区をあげての運動です。
- ▽21世紀には、住んでいて良かったと区民の皆さんが思えるような街づくりを推進する、いわば千代田区の革新です。そして、平成13年までの10年間で人口を5万人に回復し、あわせて、区民の皆さんが必要とする施設の建設の実現をめざします。

定住人口を回復し、魅力的な街づくりを実現する

公共施設適正配置

構想まとまる

近年における東京への業務機能などの一極集中は、都心地区の定住人口を大幅に減少させています。

特に千代田区では、その傾向が著しく現われ、区民生活への影響も大きく、コミュニティを崩壊の危機にさらしているのが現状です。

このため、区が自治体として存続することができるかどうかという事態にまで立ち至っています。

人が住まないまちは、まちはではなく自治体存続の意味もありません。歴史と伝統に培われてきた千代田区に、「住み、住み続けられ、住んでいて良かった」と思えるまちの実現こそが、今、最も強く求められています。

このような状況のもとで、定住人口を5万人に回復するとともに、区民の生活と福祉の向上を図っていきます。

そのため、出張所、福祉施設、小中学校など、現在の公共施設

のすべてを、原点に帰って見直し、改めて新しい発想と視点に立ち、都心区千代田の特性を活かしたコミュニティの再生と、

千代田区では、これまで長期総合計画(昭和55年策定、昭和60年改定)や街づくり方針(昭和62年策定)などを区政推進の基本理念として、各種の施策を展開してきました。

しかし、都心区であるがゆえの地域事情により、定住人口の減少傾向に歯止めがかからず、今や、地域コミュニティは崩壊の危機にひんしています。

このような状況から、一日も

魅力的な街づくりをめざした「公共施設適正配置構想」をこのほど策定しました。

早く抜け出すためには、地域の活性化への視点ともなる公共施設の再配置や整備を進めていくことが急務であり、このことが結果として定住人口の回復へつながることになると考えました。

その具体的な手段として、貴重な区民の共有財産である公共施設のあり方について、今までの枠にこだわらず、あらゆる角度と新しい視点から見直すこととしました。

●適正配置の基本的考え方●

千代田区のような高地価と、限られた土地状況のなかで、定住人口の回復を図るとともに、多様な区民生活を支援し、区民サービスの向上を図っていくためには、区内の既存施設を見直し、再配置、整備を進めることが不可欠です。

●公共施設適正配置の必要性●

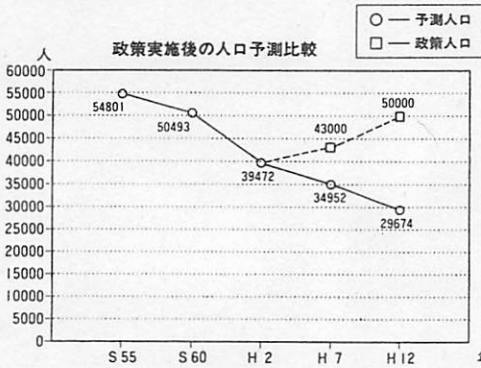
そのための構想は、次のような6つの基本的な考え方に基づいて進めています。

- ①定住人口5万人回復をめざす施策を推進し、街づくり方針で示す「生活都心」の実現を図ります。
- ②21世紀を展望し、教育環境の維持向上を図るなど、総合的な区民サービスの向上をめざすため、区内における国・都・民間施設等の整備状況にも配慮しながら、機能的にも設備的にも新しい公共施設の整備を図ります。
- ③定住人口を確保するため、多様な人々が住み続けられる居住スペースをつくり出すことと

●千代田区がめざす新しい公共施設●

都心区千代田が、その地域特性を踏まえながら、21世紀に向けて、真に区民の生活を豊かにする基盤となりうる公共施設をめざしていくための基本的な視点は、次の3つです。

- ①社会経済情勢の変化と区民の要望に機敏に対応する施設をめざしていきます。
- ②地域活動の拠点や、ふれあいの場としての施設を充実していきます。
- ③都心千代田の独自性や特色に配慮した施設をめざしていきます。



このような基本的な視点に立ち、公共施設の適正配置を進めていくにあたっては、施設の機能と役割を、さまざまな角度から分類整理し、真に区民の立場から見た施設の配置が大切で、また、区有地を中心に有効活用

もに、区有地の有効活用を図ります。

- ④区内にある公共施設の機能面からの見直しや、機能の複合化等を踏まえて改廃・整備をめざします。
- ⑤組織執行体制の整備とO・A化の推進の動向など、効率的な行政の執行と特別区制度改革の推進の方向を踏まえて、施設の再編・再配置を図ります。
- ⑥公共施設の適正配置は、常に見直しを要求される永続の課題ですが、今日の本区における行政の制約条件を踏まえて、10年程度をめやすとして、実現可能な方向をめざします。

(4面に続く)

第5章 構想の実現のために

第1章から第4章において様々な角度から述べてきたが、特に第4章「千代田区が必要とする施設及びその将来のあり方・適正配置について」で論じた個々の施設の適正配置を実現するためには、計画的に実行するためのプログラムが必要である。

そこで、重要な公共施設の個別計画について、以下に示していくこととする。
 なお、本構想を実現するための「実行プログラム」は、10年間で取り組み得る適正配置を基本にし、また、その推進にあたっては、現在策定作業を進めている“千代田区新長期総合計画”の中に組み込み推進することとする。

1 実行プログラム

夜間人口の回復、コミュニティの再生を図り、千代田区街づくり方針に示される四つの都市像を具現化するため、特に生活部心の実現と魅力ある街づくりを進めるために、対象施設の全てについて、整理すると一覧表のとおりである。
 これを10年間で実行するため、

- (1) 夜間人口 5万人を回復するため、新たな居住スペースの創出を図る。
 - (2) 公共施設の利用実態を考慮し、効率的な管理運営を図る。特に教育・区民・福祉施設を中心とした環境の整備について、優先的に進める。
 - (3) 21世紀を展望し、機能的にも施設設備的にも優れた施設整備を進め、総合的な区民サービスの向上を図る。
 - (4) 特別区制度改革の推進の方向を踏まえ整備を図る。
- 以上(1)～(4)までの条件を考慮し、適正配置の実行プログラムとして取り組むこととする。

2 公共施設適正配置に要する経費

公共施設適正配置に係る所要額は、同構想の計画期間である平成4年度から平成13年度までに要する事業費を「実行プログラム」に基づいて推計したものである。
 推計にあたっては、最近における施設建設の実績、施設規模等を参考にしながら作成した。

なお、当該所要経費を実行あらしめるためには、歳入及び本構想計画事業費以外の歳出を含めて論じなければならないが、公共施設適正配置における年度別「実行プログラム」あるいは「新長期総合計画」との関連において、現段階では不確定な部分がある。

しかしながら、所要額の確保については、特別区税、特別区債、国・都支出金、繰入金等歳入の確保に努め、公共施設適正配置事業の達成をしていくものである。
 公共施設適正配置構想における計画期間内の事業を実施した場合、約910億円の総事業費が見込まれる。また、10年間で支出する所要額については、約770億円となる。
 なお、平成14年度以降の負担分は、公営賃貸用特定分譲住宅制度割賦金、起債償還金合計で、おおよそ340億円である。

財源内訳

項目	金額(億円)
基金	520
特別区税等	140
補助金・起債等	40
※公営賃貸用 特定分譲住宅制度	210
合計	910

※ 住宅・都市整備公団からの建設資金借入相当分である。